

(様式1)

南教総第167号

令和3年4月19日

文部科学大臣 殿

南房総市長 石井 裕

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を提出します（変更したので提出します）。

記

1. 施設整備計画の名称

南房総市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和2年度～令和4年度（3年間）

(担当)

南房総市教育委員会教育総務課

住所：千葉県南房総市岩糸2489番地

電話：0470-46-2962

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

小学校1校、中学校2校について、大規模改造工事を行い老朽化対策を図る。

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

中学校1校について、吊り天井の撤去を行い、非構造部材の耐震化、及び防災機能の強化を図る。

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

小学校1校、中学校2校において、トイレの乾式化・洋式化等の改修を図る。
中学校1校において、グラウンド整備を行い、屋外教育環境の改善を図る。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

老朽化した朝夷学校給食センター(共同調理場)と丸山学校給食センター(共同調理場)をドライシステムにより改築し、安全な学校給食を実現する。

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

| 学校等 | | 学校等 |
|------------------------------------|---------|-------|
| 小学校 | | 6 校 |
| 中学校 | | 6 校 |
| 義務教育学校 | | 0 校 |
| 中等教育学校(前期課程) | | 0 校 |
| 特別支援学校(小学部及び中学部) | | 0 校 |
| 幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。) | | 6 園 |
| 幼保連携型認定こども園 | | 0 園 |
| 高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。) | | 0 校 |
| 教員及び職員のための住宅 | | 3 戸 |
| 学校給食施設 | 単独校調理場 | 0 箇所 |
| | 共同調理場 | 3 箇所 |
| スポーツ施設 | 学校水泳プール | 6 箇所 |
| | 学校武道場 | 3 箇所 |
| | 社会体育施設 | 27 箇所 |

(2) 整備に関する計画の策定状況

| 計画名 | 策定の有無 | 策定年月日 |
|-------------------------|-------|--------|
| 個別施設計画 ^{※1} | 有 | 令和3年2月 |
| 国土強靱化地域計画 ^{※2} | 有 | 令和3年3月 |

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

| |
|--|
| <p>本計画の初年度に、目標の達成状況の評価するための指標を検討する。計画期間終了後、指標に基づく評価を実施し、評価結果は市のホームページ等で公表する。</p> |
|--|

